

令和5年10月13日

下川町職員の懲戒処分等の公表について②

下川町では、次のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

1 事案の概要

当該事案は、下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」において、同園の介護職員の1人が、入所者に対し行った、虐待行為7件、不適切行為2件の虐待行為等の認定を行ったもの。

介護職員によるこのような行為は、決して許されるものではなく、地方公務員として、法律を守るべき立場にある町職員としてあるまじき行為であり、重大な信用失墜行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であると判断し、懲戒処分等を行った。

2 処分等年月日

令和5年10月2日（月）

3 被処分者及び処分内容

介護職員 1人 免職

4 管理監督者の処分等

管理監督者 2人 訓告